

マイナンバー(社会保障・税番号)のご紹介

～もっと便利に暮らしやすく～

持ち歩いて大丈夫!マイナンバーカード

◆万全のセキュリティ対策

- ・紛失・盗難の場合は、まず電話! 24時間365日体制で一時利用停止を受け付けています。
- ・暗証番号を一定回数間違えると機能ロックがかかります。
- ・不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組みです。

◆マイナンバーを見られたら?

マイナンバーを他人に見られたとしても悪用することは困難です。マイナンバーの利用範囲・収集・保管などは法令で厳しく制限されています。

マイナンバーを使う手続では、顔写真付き身分証明書などで本人確認をしますので、マイナンバーを知られても他人があなたの個人情報を調べることはできません。また、個人情報を一元管理する仕組みではないため、情報が芋づる式で漏れることはありません。

■問い合わせ/市民課市民係 ☎880-6574

マイナンバー
予約サイト



マイナンバーカード交付のお知らせが届いている方で、平日窓口に行けないなどの理由でお受け取りになっていない方は、ぜひご利用ください。マイナンバーカードやマイナポイントの申請支援でのご利用も受け付けています。

マイナンバー
カードの
休日交付の
お知らせ

- とき/8月14日(土)・22日(日) ※必ず事前に予約をお願いします。
8:30~12:00 予約サイト(上記のQRコード)もしくは
マイナンバー専用窓口・予約電話番号
- ところ/南国市役所1階 市民課 ☎088-863-2920(平日日中のみ)

親子クイズ

次の問いの答えは
なんでしょうか。



591

Q 問1. 次のカタカナを組み合わせてできる漢字は何でしょう。

- ① ハ ム ② ム シ ロ

問2. 次の漢字を組み合わせてできる漢字は何でしょう。

- ① 耳(みみ) 口(くち) 王(おう)
- ② 十(じゅう) 月(つき) 十(じゅう) 日(ひ)

問3. 次の文章を読んで問いに答えてください。

きょう わたし の 乗った はりまや 橋から ごめん 行きの 電車は、
とても すいて いました。乗客は たった 5人 しか 乗って
いませんでした。この内、座席に 座っていた のは 何人
でしょう。 ヒント: 声に出して 読んで みましょう。

【第590回解答】

- 問1. 吾岡山文化の森公園 子どもの広場
- 問2. 海洋堂SpaceFactory なんこく

【第590回当選者】

- 永野 明 (蛭が丘)
- 棚野 聡美 (後免町)
- 栗山 佐和 (大埦甲)
- 高島 光生 (田村甲)
- 松本 一道 (高知市)

■応募締切/8月9日(月) 必着

■あて先/〒783-8501 南国市大埦甲2301
南国市企画課「親子クイズ係」
*答え・住所・氏名・感想を記入して
はがきで応募

■賞品/正解者の中から抽選で、5名に図書カードを贈呈 ★応募総数/34通 ★正解率/74%

知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、
翌月の末日です。
忘れず納めましょう。

国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

国民年金第1号被保険者が出産する際は、届出により出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。

・免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から、4か月間分が免除されます。
なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から、6か月間分が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産も対象です。)

・対象者

「国民年金第1号被保険者」で、出産日が平成31年2月1日以降の方

・届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能です。

・届出先

南国年金事務所または市民課年金係

■問い合わせ/ 南国年金事務所 ☎864-1111
(自動音声案内に従って②→②と押すと、お客様相談室につながります。)
市民課年金係 ☎880-6555

115 人権学習シリーズ

仕事柄、市内小・中学校の登下校時に通学路をパトロールカーで見守り巡回することがよくあります。登下校中の子どもたちは元気にあいさつを返してくれて、とても清々しい気持ちになります。

また、地域の方々には幹線道路の交差点や信号機のない横断歩道、見通しの悪い箇所などで交通指導をしていたり、子どもたちの安全見守りに協力いただいています。

しかし、トラックなど大型車が走行する道路のすぐ横が通学路となつている箇所もあり、「ひやり」とすることが少なくありません。

特に朝の通勤時間帯と重なる登校時は車の往来も激しく、自分本位の運転をされる方が多いと感じます。

出勤時間等に気をとられて、道幅の狭い道路でも子どもたちの横を徐行することなく通過していく車や、子どもたちが横断歩道を渡ろうとしているのに、全く止まるそぶりも見せない車をよく見かけます。【道路交通法第三十八条には、「横断歩道に横断者がいる場合、車は横断歩道手前で停止

運転手さんへのお願い

きるような速度で走行しなければならぬ」と明記されています。】
そういった光景を見るたび、「もう少し周りに気配りができるやさしい運転ができないものか...」と思います。
県内外で子どもたちを巻き込む交通事故が後を絶ちません。

運転手さんへお願いがあります。『子どもは未来の宝』です。

交通安全教室などで子どもたちには、日常生活の中で、車には注意するよう伝えてはいますが、どうしても友だちとの会話に夢中になったり、ふざけ合ったりして周りの状況が見えず、車に気づかないことがあると思います。
通学路の標識がある道路や、登下校中の子どもたちをよく見かける道路では、子どもたちの大切な命を守るためにも、是非、安全運転を心がけていただけたらと思います。

■問い合わせ
人権啓発広報委員会
☎880-6569